

募 集 要 項

1 目 的

本競技は、イノベーションを創出することができる次世代のIT人材の育成を目的として、①県内の小中学生を対象にしたプログラミング体験教室、②高校生等によるワークショップ、③県内高校等を対象としたIT業界に関する出前授業を実施する「未来のIT技術者発見事業」を委託するに当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために実施する。

2 競技に付する事項

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 業務名 | 未来のIT技術者発見事業委託業務 |
| (2) 業務の仕様 | 仕様書は別紙のとおり |
| (3) 業務の履行期限 | 契約締結の日から令和3年3月19日まで |
| (4) 限度額 | 4,618,000円（消費税相当額を含む。） |

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 大分県が発注する情報システム開発業務請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、コンピュータ研修「その他研修業務」を取得した者であること。
- (3) 本事業の業務を遂行する主たる事業所を大分県内に有すること。
- (4) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (5) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (6) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

- (1) 募集期間
令和2年4月9日から令和2年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出書類
以下の書類を1部提出するものとする。サイズはA4サイズとする。
 - ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
 - ② 企画提案書（様式2）
※ただし、2の（4）の予算の範囲で実施できるものとする。
 - ③ 会社（団体）概要（様式3）
 - ④ 実施体制（様式4）
 - ⑤ 事業費積算書（様式5）
 - ⑥ 誓約書（様式6）

※ ただし、以下のものについては誓約書の提出は必要ありません。

国、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法

人、公立大学法人、地方公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）、県が出資している株式会社及び地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体のうち明らかに排除対象でない者（農協、漁協、商工会議所、社会福祉法人協議会、特定非営利活動法人、公益法人等）

(3) 提出方法

先端技術挑戦室へ直接持参または簡易書留郵便のいずれかに限る。

※メールでの受付は行わない。郵送の場合は令和2年4月23日（木）午後5時必着

(4) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式7）」を提出すること。

5 審査について

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査会で審査し、最優秀提案1件を選定する。

(2) 審査基準

- ①事業目的と整合性のとれた提案内容となっていること
- ②事業内容に妥当性、独創性が見られること
- ③実施方法が妥当であり実現可能なものであること
- ④事業の波及効果が期待できること
- ⑤適切な人材を配置し効率的に事業が遂行できること
- ⑥事業実施に十分な専門性や事務処理等の事業遂行能力を有すること

6 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和2年4月16日（木）午後5時までにEメールにて照会し（様式任意）、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、受付後2日以内に、大分県ホームページに掲載します。

(1) 質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

E-mail : a14270@pref.oita.lg.jp TEL : 097-506-2063

(2) 回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦室

7 その他

(1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。

(2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

(3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費、提案競技参加にかかる経費は負担しない。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

(5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

(7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

8 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（担当：小野）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2063

FAX 097-506-1728